

江別市高齢者総合計画の策定に関する実態調査委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「第11期江別市高齢者保健福祉計画及び第10期江別市介護保険事業計画」策定にあたり、市内高齢者等の生活状況やサービスに関するニーズの調査を行い、その調査結果を基に、本市の現状及び課題等を把握・分析し、計画内容へ反映させることが必要である。

このことから、豊富な知識及び手法を持つ民間事業者を選定するため、公募型によるプロポーザル方式によるものとし、その実施方法等について必要な事項を定める。

2 業務概要

- 業務名 江別市高齢者総合計画の策定に関する実態調査業務
- 業務内容 別紙仕様書のとおり
※契約時における仕様書は、提案者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。
- 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 提案上限額

6,079千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限金額とする。

4 募集及び選定のスケジュール

項目	期限
公募開始	令和7年8月25日（月）
質問書の提出期限	令和7年9月1日（月） 午後5時まで
質問書に対する回答	令和7年9月4日（木）
企画提案書等提出期限	令和7年9月12日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション審査日	令和7年9月中旬（予定）
審査結果の通知	令和7年9月下旬（予定）

5 参加資格

本案件に参加できる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 令和7年度江別市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）に登録されていること。
- 江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成11年3月10日施行）による指名停止を受けていないこと。
- 役員（就任予定者を含む。）等が、江別市暴力団排除条例（平成25年12月19日条例第38号）第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書兼誓約書（様式1）
- イ 本業務の実施体制（様式2）
- ウ 会社概要（任意様式）
- エ 企画提案書（任意様式）
- オ 業務工程表（任意様式）
- カ 事業実績書（任意様式）
- キ 見積書（任意様式）※積算根拠等を詳細に記載すること。

(2) 提出部数

正本1部 副本5部の計6部

(3) 提出期限

令和7年9月12日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

持参（平日の午前8時45分から午後5時までの受付）により提出すること。

※郵送等による提出は不可

(5) 提出先 江別市高砂町6番地

江別市健康福祉部介護保険課（企画・指導担当）【市役所1階14番窓口】

電話：011-381-1067（直通）

(6) 提出にあたっての留意点

- ・提出した書類の差替え、再提出は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、江別市が承諾した場合は、この限りではない。
- ・提出した書類は返却しない。
- ・提案は1事業者につき1提案とする。
- ・提出した書類は、提案者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

7 質問及び回答

(1) 提出方法

- ・質問書（様式3）により、介護保険課宛電子メールのみでの受付とする。
- ・電子メールの件名は、「実態調査プロポーザル質問」とすること。
- ・介護保険課電子メールアドレス kaigo@city.ebetsu.lg.jp

(2) 提出期間 令和7年9月1日（月）午後5時まで

(3) 回答日時及び方法

質問及び回答内容は、令和7年9月4日（木）までに江別市ホームページに掲載する。
ただし、質問が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼす恐れがある内容の場合は、回答しないことがある。なお、本実施要領及び仕様書の内容が変わり得る質問は、回答をもって内容の修正とみなす。

8 審査方法等

(1) 審査及び選定方法

本実施要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、プレゼンテーション審査を実施する。全審査員の評価点総合計の6割以上を選定基準とし、最高得点の候補者を選定する。

なお、最高得点の候補者が複数ある場合は、審査委員の議決によって選定する。

(2) 実施日 令和7年9月中旬を予定。※日時及び場所等の詳細は、別途通知する。

(3) 出席者 3名以内とし、プレゼンテーションを行う者は、本業務に携わる担当者とする。

- (4) 発表時間 1 提案者につき 30 分程度（提案説明 20 分、質疑応答 10 分）
 (5) 機材 スクリーンは用意するので、パソコン等は提案者が用意すること。
 (6) 評価基準

	項 目	配 点
1	提案内容の的確性について	5 点
2	本業務の実施体制について	3 点
3	業務工程（スケジュール）について	3 点
4	適正な情報収集力とデータ分析力について	5 点
5	本市の課題の分析について	5 点
6	同種又は類似の業務実績について	3 点
7	見積金額の妥当性について	3 点
8	提案内容全体の総合的な評価	3 点
	合 計	30 点

9 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して文書で通知するとともに、市ホームページに公表する。
 ただし、受託候補者以外の名称は秘匿とする。
 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ及び異議等には応じない。

10 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領等に示した提出方法及び提出期限、提出場所を守らなかった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提案された見積額が提案上限額を超過している場合

11 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。
- (2) 参加申込後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式 4）を担当課宛に提出すること。（提出期限は、令和 7 年 9 月 17 日（水）午後 5 時まで。）
- (3) 提出した企画提案書等は、江別市情報公開条例（平成 14 年条例第 7 号）の規定に基づき、公文書公開請求の対象となる。
- (4) 候補者の選定後、速やかに本業務に係る協議をし、契約の手続きを行うこと。

12 問合せ先

江別市健康福祉部介護保険課（企画・指導担当）
 〒067-8674 江別市高砂町 6 番地
 電話番号 011-381-1067（直通）